

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	社会福祉士養成科(実務)														
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)														
指定講座番号	1	1	1	0	0	5	8	—	2	1	1	0	0	2	1 8
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間					過去一 年の講 座実 績		入講者数(4人)					修了者数 (4人)		
平成23 年4 月1日	令和9年3月31日まで														
訓練期間	12ヶ月							総訓練時間					930時間		

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	☒ 業務独占資格・名称独占資格 (社会福祉士) ☐ 職業実践専門課程 () ☐ キャリア形成促進プログラム () ☐ 専門職大学院 () ☐ 職業実践力育成プログラム () ☐ 情報通信技術関係資格 () ☐ 第四次産業革命スキル習得講座 () ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()
	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 なし
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	厚生労働省指定の養成課程を修了すること、または厚生労働省の確認を受けている大学、短期大学、専門学校等で指定科目を履修すること(修業年限により相談援助業務の実務経験が必要な場合あり)
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	福祉施設、福祉事業、行政機関、医療機関等で相談員、支援員、指導員等として相談援助業務の専門職として、その知識・技術を活用した業務をおこなっている。

2. 教育訓練の内容

教科 (カリキュラム)				時間		使用教材名	
教科	時間	教科	時間	教科	時間	教科	時間
医学概論	30	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	60	保健医療と福祉	30		
心理学と心理的支援	30	地域福祉と包括的支援体制	60	権利擁護を支える法制度	30		
社会学と社会システム	30	福祉サービスの組織と経営	30	刑事司法と福祉	30		
社会福祉の原理と政策	60	社会保障	60	ソーシャルワーク演習	30		
社会福祉調査の基礎	30	高齢者福祉	30	ソーシャルワーク演習(専門)	120		
ソーシャルワークの基礎と専門職	30	障害者福祉	30				
ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	30	児童・家庭福祉	30				
ソーシャルワークの理論と方法	60	貧困に対する支援	30				

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	3年制の短期大学及び専門学校卒業者は1年、2年制の短期大学及び専門学校卒業者は2年、高卒者は4年の相談援助業務の実務経験。または、4年制の大学及び専門学校を卒業し、1年以上の相談援助業務の実務経験。
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	4年制の大学及び専門学校を卒業していること。または、3年制の短期大学及び専門学校卒業者は1年、2年制の短期大学および専門学校卒業者は2年、高卒者は4年の相談援助業務の実務経験年数と実務年数相応の技能・技術。
③その他	入学試験において、福祉職就職への意欲と適性がある者

〔特記事項〕

令和7年度 開講期間(予定) : 令和7年4月1日～令和8年3月31日

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況						
(1) 資格取得状況						
① 前年度の修了者数	4	人				
② ①に係る教育訓練の入講者数	4	人				
③ ②のうち目標資格の受験者数	4	人	受験率(③/②)	100.0	%	
④ ③のうち合格者数	@	人	合格率(④/③)	#VALUE!	%	
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	@	人				
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	@	人				
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。						
(2) 受講修了者による講座の評価等						
① 回答者総数		3	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人			
	2 非正社員、派遣社員	1	人	②A: 就業者計		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		1	
	4 非就業	2	人	②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	1	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0	人			
	3 社内外の評価が高まる	0	人			
	4 円滑な転職に役立つ	0	人			
	5 趣味・教養に役立つ	0	人			
	6 その他の効果	0	人			
	7 特に効果はない	0	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	1	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人			
	4 趣味・教養に役立つ	0	人			
	5 その他の効果	0	人			
	6 特に効果はない	1	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	1	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人			
	4 就職していない	1	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	2	人			
	3 どちらとも言えない	1	人			
	4 やや不満	0	人			
	5 大いに不満	0	人			
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)						
入校者の全員が国家試験を受験し合格をすることができた。また、全員が専門性を活かした就職をすることができた						
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法						
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		各科目での毎回の確認テストと定期試験(筆記)、実習施設からの実習評価。				
(通信制講座の場合)						
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数						

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的な基準)		相談援助実習を除く各科目において、定期試験までの出席率が70%以上、定期試験の合計得点が60%以上。相談援助実習においては実習評価表、実習日誌記載内容、巡回指導時の評価を総合して判定。	
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		上記(1)の授業内試験(確認・復習テスト)、定期試験で到達度を測定。定期試験で60%未満の場合は、再試験を実施。	
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)		所定の課程を修了。 全科目での出席率が70%以上。定期試験の得点率が(60%)以上。	
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法		上記(3)の定期試験で到達度を測定。	
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法		担任および専任講師が試験等の結果に基づき、授業時間外に個別面談・指導を実施。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)		学園グループが独自に作成した模擬試験を実施のほか、適宜課外での勉強会を講師が実施。就職は本校のキャリアセンター職員と担任が連携し、就職指導を実施している。求人情報は学内および個人の携帯端末からもいつでも閲覧可能。	
8. その他の事項			
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名		学校法人 東京滋慶学園 (代表者名: 理事長 中村 道雄)	
住 所 及 び 連 絡 先		東京都大田区大森北1-18-2 TEL 03-3763-2211	
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名		埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 (施設長: 学校長 青木 猛正)	
住 所 及 び 連 絡 先		埼玉県さいたま市大宮区仲町3-88-2 TEL 048-649-2331	
苦情受付者	氏名 飯塚 洋一 所属 事務局	事務担当者	氏名 前川 雄大 所属 学生サービスセンター
連絡先	TEL 048-649-2331	連絡先	TEL 048-649-2331
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,222,000 円		
支 払 い 方 法 ① 一 括 払 ② 分 割 払	① 入 学 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		50,000 円
	② 受 講 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		〔 第1期 465,000 円 第2期 465,000 円 〕
			(うち、必須教材費 0 円)
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 416,092 円		
	① 任意の教材費(税込額) 円 ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 円 ③ 施設維持費(税込額) 円 ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 416,092 円		
			1,638,092 円